

## 災害時における井戸水の供給に関する協定書

災害時における井戸水の供給に関し、飯能市（以下「甲」という。）と  
-----（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を  
締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害発生時に、甲だけでは、被災市民に対し十分な洗濯、  
トイレ及び掃除等に使用できる飲料水以外の生活用水（以下「生活用水」という。）の供  
給ができない場合において、市民生活の安定を確保する為、乙が本協定に基づき、被災  
市民に対し井戸水を供給することについて、甲と乙の間において、必要な事項を定め  
るものとする。

### （連絡窓口）

第2条 両者は、あらかじめ井戸水の供給に関する連絡窓口を定め、情報を交換し、連絡  
窓口が変更となった際は、相互に報告するものとする。

### （供給体制の確立）

第3条 大規模な災害の発生により、甲に災害対策本部が設置されたとき、乙は、該当井  
戸の使用が可能な場合で自らが被災しておらず、供給可能と判断した場合、井戸水の供  
給体制を確立し、被災住民に対して供給を開始するものとする。

### （井戸の所在）

第4条 乙が被災市民に対し、井戸水を供給できる井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 -----

### （井戸水の供給時間）

第5条 井戸水の供給時間は、次のとおりとする。

- (1) 乙の定めた供給時間内とする
- (2) 両者協議の上、臨時的に供給時間を定めた場合は、その定めた時間内とする

### （標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は可能な限り市  
民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入口付近に、その標識を設置する。

(情報公開)

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

(維持管理)

第8条 井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

(費用負担)

第9条 乙が被災市民に対して井戸水を供給したときに要した費用については、乙が負担することとする。

(報告)

第10条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以降もこの例による。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して質疑が生じた事項については、甲乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 飯能市大字双柳1番地1  
飯能市長 新井重治

乙 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印